

大規模災害時の救助・搜索活動における
関係機関連携要領

令和5年6月版
(初版発行 令和4年6月)

総務省消防庁

目次

1	関係機関連携の必要性和「関係機関連携要領」のねらい・・・・・・・・	2
2	本要領の適用対象、用語の解説等・・・・・・・・	3
3	防災基本計画における規定・・・・・・・・	4
4	活動調整会議・現地合同調整所について・・・・・・・・	5
5	「関係機関連携要領」の構成・・・・・・・・	6
A	「活動調整会議」における To Do リスト・・・・・・・・	7
別紙 1 各実動部隊等の責任者（意思決定者）等・リエゾンの確認・共有		
別紙 2 安全管理方針の策定（活動中止基準等）		
別紙 3 都道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊、関係機関窓口の確認		
To Do リストの解説		
災害時における各機関の主な活動内容まとめ		
救助・捜索活動の環境整備に関する調整（要請）先（例）		
B	関係機関資料・・・・・・・・	24
C	奏功事例集・・・・・・・・	68

1 関係機関連携の必要性と「関係機関連携要領」のねらい

近年、大規模な救助・捜索活動を必要とする自然災害が増加している。令和に入ってから、1都12県に大雨特別警報が発表されるなど広域に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風（台風19号）や、停滞した梅雨前線が九州地方を中心に記録的な大雨となり、死者84人、1.6万棟を超える住家被害が発生した令和2年7月豪雨、静岡県熱海市における土石流災害により住宅地に大きな被害が発生した令和3年7月1日からの大雨など、多くの人命と財産に被害を与える災害が続いている。

こうしたいずれの災害でも、消防とともに、警察、海上保安庁、自衛隊が連携して救助・捜索活動を行い、内閣府（防災担当）や国土交通省などの機関から安全管理や情報共有等の支援を受けるなど、関係機関が協力して救助・捜索活動を遂行した。自然災害が激甚化・頻発化するなかで、このような機会は更に増えていくことが予想される。

大規模な災害時の救助・捜索活動では、被災市町村災害対策本部のもとで、活動調整会議が開催され、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて現地に合同調整所を設置し、関係機関が情報を共有し合いながら、活動方針をまとめ、現地対応に臨むことが一般的である。災害応急対策の責任者である災害対策本部長（市町村長）を補佐し、災害対策本部の一員として救助・捜索活動を指揮する被災地消防本部の消防長及びその指揮を支援する職員（緊急消防援助隊指揮支援隊、消防庁リエゾンを含む。）は、それらをリードする立場となる。いつどこで起こるか分からない災害に対して、各消防本部が関係機関と連携を図るために、日頃から備えをしておくことが求められる。

救助・捜索活動における関係機関との連携を効率的に図っていくためには、

- ① 各機関で情報共有し、活動方針を調整する場である「活動調整会議／現地合同調整所」を効果的に運営すること。
- ② 各機関の救助・捜索能力に関する情報（例：組織、役割、活動エリア、保有資機材・車両など）をあらかじめ知っておくこと。
- ③ 平素からの顔の見える関係を構築すること。

が重要であり、「関係機関連携要領」では主に①及び②に資する情報をまとめている。消防長及びその指揮を支援する職員を中心に災害時及び平素からの活用を期待する。

なお、これらをまとめるにあたっては、消防庁内においては、参事官室が事務局となり、特に災害現場での緊急消防援助隊と他機関との調整を含めた運用を所管する広域応援室、大規模・特殊災害時に安全管理等を支援する消防研究センターと緊密に連携するとともに、消防と同じく救助・捜索活動を担う警察庁、海上保安庁及び防衛省のみならず、その活動を調整・支援するノウハウを有する内閣府（防災担当）、国土交通省及び法務省からも協力・資料提供を受けている。

なお、本要領は災害事例や活動実態等をもとに、必要に応じて適宜改訂していく。

2 本要領の適用対象、用語の解説等

○本要領の適用対象

本要領は、大規模な自然災害において複数機関が協力して実施する救助・捜索活動に係る必要な関係機関の連携を対象としている。

なお、本要領は、主に令和3年7月1日からの大雨により発生した熱海市における大規模土石流災害の対応を中心に、近年の大規模災害対応の経験等の関係者からの聴取や記録を踏まえて作成されたものであり、必要な関係機関との連携等については、現に発生した災害の規模、形態、種類、その他の状況に応じて、関係者間で調整することが必要であることに留意する。

○用語の解説等

用語	解説等
被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部
指揮本部	被災地消防本部の指揮本部
指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長
活動調整会議	防災基本計画に記載されており、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行うための情報の共有及び活動調整を実施する会議
現地合同調整所	災害現場において、警察、消防、海上保安庁、自衛隊、DMAT 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行う場所
受援計画	被災地消防本部において緊急消防援助隊の応援等を円滑に受け入れ、連携して効果的な活動を行うための計画

3 防災基本計画における規定

防災基本計画においては、消防をはじめとする各機関の実動部隊が協力・連携し、円滑かつ効果的に救助・救急活動を実施するため、下記のように規定され、活動調整会議等による調整や関係機関の支援等を通じた効果的な救助・救急活動の実施が求められている。

(第2編 第2章 抜粋)

○災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し、必要な医療活動を行うこと、必要に応じ消火活動を行うことは、生命及び身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

1 救助・救急活動

- (1) 住民及び自主防災組織の役割（略）
- (2) 被災地地方公共団体による救助・救急活動（略）
- (3) 被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動（略）
- (4) 事故災害における事業者による救助・救急活動（略）
- (5) 資器材等の調達等（略）

(6) 部隊間の活動調整

○国〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕は、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、政府本部、現地対策本部のほか、被災都道府県及び被災市町村の災害対策本部において、活動調整会議等により、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、安全確保に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有や活動方針等の調整を行うものとする。

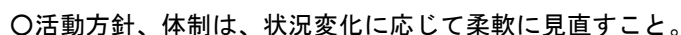
○災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

(7) 部隊の活動支援

○政府本部及び現地対策本部は、関係省庁等の協力を得て、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊活動の安全確保のための専門的な助言等を行う体制を構築するものとする。

○国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。

法令等に基づく関係機関との関係については、以下の図のとおりである。このように、大規模自然災害時に効果的な救助・捜索活動を行うために、活動調整会議、現地合同調整所等で、被災地消防本部等は関係機関と連携調整を実施していく。



5 「関係機関連携要領」の構成

「関係機関連携要領」は主に次の A～C で構成されている。

A：「活動調整会議」におけるTo Doリスト

活動調整会議において必要な項目を「To Doリスト」として一覧表にまとめたもの。別紙に実動部隊の責任者、安全管理方針の策定、関係機関の窓口などを確認する様式を整え、加えて「To Doリスト」の項目の解説や例等で構成されている。

<活用場面>

実際の災害対応の活動調整会議や現場、訓練で関係機関と連携調整するにあたって活用することを想定している。（To Doリストの「解説」は平時から学ぶことによりTo Doリストの活用方法を理解するためのもの）

B：関係機関資料

消防と同様に救助・捜索活動の担い手である警察、海上保安庁、自衛隊のほか、救助・捜索活動等を補完する機関である法務省に関する組織、体制、保有機材などを紹介する資料、さらに救助・捜索活動の支援となる活動を行う内閣府（防災担当）の I S U T、国土交通省の T E C - F O R C E 等の活動紹介資料で構成されている。

<活用場面>

平時から各関係機関の救助・捜索能力、組織等を把握するために活用することを想定している。

C：奏功事例

救助・捜索活動現場において関係機関が連携した好事例や、関係機関同士の平素からの顔の見える関係作りの好事例を収集し、とりまとめている。

<活用場面>

各消防本部が実際に経験した事例や平素から行っている取組みを学ぶことを通じて、関係機関連携の意義や効果を確認するとともに、訓練等の企画に活用することを想定している。

※ 自衛隊は、天災地変その他の災害に対して、人命又は財産の保護のため必要があると都道府県知事等が認め、災害派遣要請がなされた場合において、事態やむを得ないと認めた際、部隊等を救援のために派遣する（自衛隊法第83条①②）。救援に際して自衛隊は、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等は、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとしている。このため、本連携要領で記載する自衛隊との調整事項や自衛隊の役割等は、あくまで一例であり、活動の可否を含め、当時の状況によることに留意する。